

## 第七号

大規模災害からの復興に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

大規模災害からの復興に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

平成二十五年九月二十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

**大規模災害からの復興に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例**

次に掲げる条例の規定中「職員」の下に「又は大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第五十六条第一項に規定する職員」を加える。

- 一 職員の給与に関する条例（昭和三十七年徳島県条例第二号）第十一条の五第一項
- 二 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和三十二年徳島県条例第六号）第九条の三第一項
- 三 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十九年徳島県条例第六十六号）第十五条の二第一項
- 四 病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成十六年徳島県条例第六十五号）第二十条第一項
- 五 徳島県学校職員給与条例（昭和三十七年徳島県条例第四号）第十五条の五第一項
- 六 徳島県地方警察職員の給与に関する条例（昭和三十九年徳島県条例第二十七号）第十八条の五第一項

**附 則**

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 本則第一号の規定による改正後の職員の給与に関する条例第十一条の五第一項、本則第二号の規定による改正後の技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例第九条の三第一項、本則第三号の規定による改正後の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第十五条の二第一項、本則第四号の規定による改正後の病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例第二十条第一項、本則第五号の規定による改正後の徳島県学校職員給与条例第十五条の五第一項及び本則第六号の規定による改正後の徳島県地方警察職員の給与に関する条例第十八条の五第一項の規定は、平成二十五年八月二十日から適用する。

#### 提案理由

大規模災害からの復興に関する法律が制定され、復興計画の作成等のため派遣された職員に対して災害派遣手当を支給することができることとされたことに鑑み、関係条例について所要の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。